

岐阜県教育委員会・岐阜市教育委員会の開設している講習について注意事項(Q&A)

Q1 教育課程講習や土曜ステップアップ講座はどのような講習ですか？

A1 岐阜県教育委員会や岐阜市教育委員会が開設している講習です。これらは現職教員を対象とする研修のための講習であり、教員免許状更新講習としても受講できます。そのため、Web上からの個人予約だけでなく、学校を通して該当教育委員会にも申込みをする必要があります。(2重申込みが必要です。)特に、教育課程講習会に申し込む方は以下の点について注意してください。

- ・幼稚園（保育園含む）や小・中学校に勤務する方は、勤務先のある地区の講習会に申し込んでください。ただし、岐阜市内の小・中学校に勤務する方は、岐阜市教育委員会の開設する講習会に申し込んでください。それ以外の岐阜地区の小・中学校に勤務する方は、岐阜県教育委員会の開設する講習会に申し込んでください。
- ・幼稚園教育課程は開催地が3ヵ所のため、次のとおり申し込んでください。
岐阜地区、飛騨地区の幼稚園（保育園含む）に勤務の方→岐阜市
東濃地区、美濃・可茂地区の幼稚園（保育園含む）に勤務の方→美濃加茂市
西濃地区の幼稚園（保育園含む）に勤務の方→揖斐郡揖斐川町
- ・申込みをする講習会は、必ず勤務先と同じ校種のものにしてください。

Q2 受講できる対象者は誰ですか？

A2 教育課程講習会については、岐阜県内の学校で授業を担当している教諭（非常勤講師も含む）を対象としています。私立学校の方も受講できます。しかし、ラーニングサポーターの方や補助的に学習支援を担当している方、相談員の方などは、事前課題として学習指導案や授業実践が必要となりますので受講できません。また、休職中や他機関へ出向、長期派遣等で教員免許状の更新そのものを延期申請ができる方や初任者研修の対象者は受講できません。土曜講座については、岐阜県総合教育センターへ御確認ください。

Q3 何回でも受講できるのですか？

A3 岐阜県教育委員会や岐阜市教育委員会が開設している講習（料金が1,800円の講習）を教員免許状更新講習として受講できるのは、2年間で1回のみです。

Q4 料金が1,800円と安いのはなぜですか？

A4 教育課程講習会や土曜ステップアップ講座は、教員免許状更新講習のためだけに実施している講習会ではなく、本来の参加費用は無料です。しかし、教員免許状更新講習として受講する場合は、KMK-Gifuシステムの利用料が1,800円かかります。

Q5 詳しい要項等はどのように連絡してもらえるのですか？

A5 詳しい要項等は、該当教育委員会から学校を通して文書で連絡をします。勤務する学校の教頭に御確認ください。

Q6 教員免許状更新講習申込書の郵送先はどこですか？

A6 教育課程講習と土曜ステップアップ講座については、下記の講習開設者までお願いします。

- 岐阜県教育委員会の開設している講習の郵送先
〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1 岐阜県総合教育センター
- 岐阜市教育委員会の開設している講習の郵送先
〒501-3133 岐阜市芥見南山3-10-1 岐阜市教育研究所

上記のルールに反して受講予約をされた場合には、キャンセルをしていただくこととなります。なお、その際キャンセル料が発生することとなりますので御確認ください。